

議案第71号

守谷市農業委員会の委員及び守谷市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

守谷市農業委員会の委員及び守谷市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成27年守谷市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年 8 月 30 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
71号	1

## 提案理由（議案第71号）

提案の理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第3項により、農業委員会の委員の定数の変更は、任期満了時のみ実施することができるため、守谷市農業委員会の委員の任期が平成31年3月31日までとなっていることから、農業委員会の区域内の農業者の数及び農地面積等を考慮し定数の見直しをしたところ、変更が生じたため、「守谷市農業委員会の委員及び守谷市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
71号	2

守谷市農業委員会の委員及び守谷市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(農業委員会の委員の定数) 第2条 守谷市農業委員会の委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p>	<p>(農業委員会の委員の定数) 第2条 守谷市農業委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p>

71号	議案
3	頁数